

## 台湾における最高法院及び同裁判官の任用・育成と 補佐体制：民事訴訟を中心として

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 武蔵野大学法学会<br>公開日: 2024-06-17<br>キーワード:<br>作成者: 古谷, 英恵<br>メールアドレス:<br>所属:      |
| URL   | <a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000312">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000312</a> |

# 台湾における最高法院及び同裁判官の 任用・育成と補佐体制

—民事訴訟を中心として—

古 谷 英 恵

## 一．はじめに

近時、台湾の半導体製造会社 TSMC が熊本県に工場を設置する等、日台間の国際取引はますます活発に行われている。そして、日台間の国際取引の重要性が増すにつれて、その際に生じる紛争の数も増加すると考えられる。これらの紛争を解決するためには、台湾の契約法等の実体法とともに、司法制度に対する理解が不可欠である。

しかしながら、日本において得られる台湾の司法制度に関する情報は、日台間の国際取引の重要性に比して少ない。さらに、台湾で民事訴訟を掌る最上級審裁判所裁判官の任用・育成とその補佐体制に関する情報は、ほとんど皆無といってもよい状態にある。また、台湾の司法制度は常に更新を続けており、現時点での司法制度を記すことは、取引実務に資すると考えられる。

本稿は、以上のような観点から、民事訴訟における最上級審裁判所であるところの最高法院と同裁判官の任用・育成方法とその補佐体制を明らかにすることを目的として、次の通り展開する。第一に、台湾法の歴史をたどることにより、台湾法と日本法との接点を明らかにする。第二に、台湾の司法制度とそこにおける最高法院の位置付けを概説する。第三に、最高法院裁判官の任用とその後の育成方法、及び最高法院裁判官の補佐体制を論じることとする。最後に、筆者は女性初の最高法院院長に就任した高孟焄院長に面会し、司法における女性活躍について懇談する大変貴重な機会に恵まれたため、そ

の際の懇談内容について紹介することとする。

## 二．台湾法の歴史と法体系—日本法との接点

### 1. 台湾の歴史<sup>1</sup>

台湾が歴史の表舞台に立つのは、約 400 年前からである。それ以前から台湾にはオーストロネシア系の先住民（現在のフィリピン人やマレー人等と同一の語族に属する）が暮らしていたが、国家は存在していなかった。遅くとも三国時代には台湾を指すと考えられる記述が史書にみられるものの、そこに政治機構は存在しなかったとされる。また、宋の時代以降、漢民族系の中国人が中国大陸から台湾の澎湖諸島に渡って居住するようになったとされる。

1600 年代（大航海時代）になると、ヨーロッパ列強諸国がアジアへも進出し、オランダが 1624 年から台湾南部に、スペインが 1626 年から台湾北部に貿易拠点を作り、限定的な統治を行った。その後、オランダがスペインを駆逐し、1662 年までの 38 年間、オランダが台湾を支配することになる。この頃、中国大陸では漢民族系の明朝が弱体化し、満州族系の後金国が清朝を樹立した。そして、清朝がその勢力を増してくると、明朝の残存勢力の一部は南下し、福建省の地元勢力を頼った。これに呼応した鄭成功が、明朝の復興を掲げて清朝に戦いを挑んだものの、敗れた。そこで、鄭成功は、抗清活動の拠点とするため台湾に渡ってオランダ勢力を放逐し、1662 年に台湾を支配することとなった。しかし、鄭氏政権による台湾支配は 20 年余りしか続かず、1683 年には清朝が敵対勢力を抑止するために台湾を統治するに至った。

その後、台湾は 200 年余りにわたり清朝の一部とされてきたが、1895（明治 28）年、日清戦争の終結に伴い締結された日清条約（下関条約）により

---

1 伊藤潔『台湾』（中央公論新社、1993 年）、後藤武秀『台湾法の歴史と思想』（法律文化社、2009 年）3-5 頁、蔡秀卿＝王泰升編著『台湾法入門』（法律文化社、2016 年）1-11 頁〔王泰升〕、大東和重『台湾の歴史と文化』（中央公論新社、2020 年）、薛化元編・永山英樹訳『詳説 台湾の歴史—台湾高校歴史教科書—』（雄山閣、2020 年）、森・濱田松本法律事務所台湾プラクティスグループ編『台湾ビジネス法務』（商事法務、2022 年）4-5 頁参照。

清から日本に割譲され、以後、日本が台湾を領有することとなった。一方、中国大陸では1911年に辛亥革命が起こり、1912年に中華民国が成立した。そして、1945（昭和20）年に日本が第二次世界大戦終結に際してポツダム宣言を受諾して台湾領有を放棄した後、中国大陸に首都を置く中華民国が台湾をその一部として統治することとなる。もっとも、1949（昭和24）年に中国大陸に中華人民共和国が成立すると、中華民国の実効支配領域は台湾とその島嶼に限られることとなった。

## 2. 台湾の法体系

台湾法は、中華民国の法であるが、これらの法律の大部分は1930年代に南京で公布・施行されたものであり、それが中華民国政府（国民政府）の台湾移転後に現行法として継続してきたものである（30年代法体制）。30年代法体制は、清朝末期に行われた法制改革に基づき、西欧近代法を継受したものであった。この法制改革において、清朝政府は、各法典の編纂作業を行うに当たりドイツをはじめとする先進諸国の立法例を参照したほか、近代法学を学ぶために一方で日本の学者及び実務家を招聘し、他方で日本に人を派遣した。このような沿革から、台湾法はドイツ法を継受しつつも日本法からの影響も受けた、大陸法系に属するものである<sup>2</sup>。なお、上記の通り中華民国法は元来中国大陸において制定されたものの、1990年代後半に民法債権編や刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった基本法典が現代化のために改正されたことにより、中国大陸の法から台湾の法へと変貌を遂げたといえよう<sup>3</sup>。

中華民国憲法は、1947年に公布・施行されたものであり、五権分立の原則を定めている。五権とは、中華民国の祖である孫文の思想に基づくものであり、行政、立法、司法の三権に加えて、公務員の任用、考課、俸給・退職

---

2 鈴木賢「比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ」新世代法政策学研究18号（2012年）296頁、蔡＝王・前掲注（1）8-11頁〔王泰升〕、遠藤誠「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第3回 台湾」国際商事法務48巻7号（2020年）1000頁参照。

3 鈴木賢「現代台湾における法の本土化—『中華民国在台湾』法から台湾法への転換—」北法51巻4号（2000年）269-270、272-274頁参照。

や各種国家試験に関する事務等を管轄する考試（中華民國憲法增修条文 6 条<sup>4</sup>）と、公務員の弾劾や会計監査等を担当する監察（同 7 条）という 5 つの権限のことをいう<sup>5</sup>。

### 三．台湾の司法制度

#### 1. 司法制度の概略

五権のうち司法を掌る機関として、司法院が設置されている。司法院とは、国家最高の司法機関であり、民事・刑事・行政訴訟の裁判及び公務員の懲戒を掌るとともに、憲法の解釈権と法律・命令の解釈を統一する権限を有するとしている（中華民國憲法 77、78 条）。このうち、実際に裁判や懲戒を掌るのは、司法院のもとに設置された民事・刑事訴訟

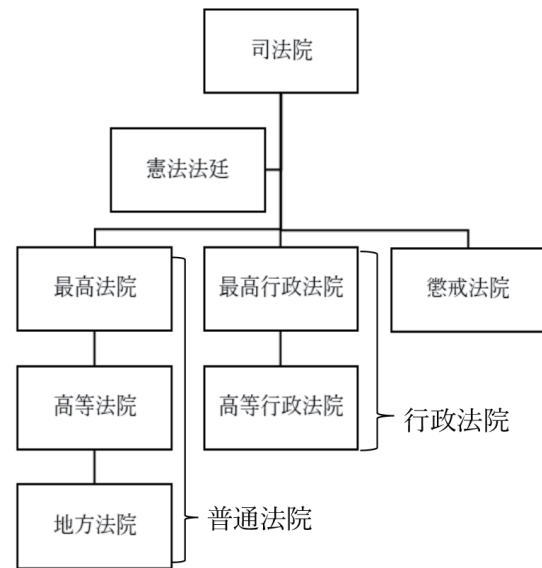


図 - 1 司法院組織図（筆者作成）

の裁判機関としての普通法院（最高法院、高等法院、及び地方法院）と、行政訴訟の裁判機関としての行政法院（最高行政法院及び高等行政法院<sup>6</sup>）、そ

4 憲法改正は本文を改正するのではなく、本文の後に「増修条文」を付加するという形式をとっている（鈴木賢「台湾の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会、2003年）225頁注4、遠藤・前掲注（2）1001頁参照）。中華民國憲法の制定と改正について、松田恵美子「歴史的に見た台湾の裁判制度の改革」名城 51 卷 2 号（2001 年）273 頁以下、李仁淼「台湾における違憲審査制の近時動向—日本憲法裁判の経験を通じて、台湾司法院の位置づけを考える」札幌学院法学 21 卷 1 号（2004 年）138-148 頁参照。

5 松田・前掲注（4）273-274 頁、鈴木・前掲注（4）225 頁参照。

6 行政訴訟は 2023 年 8 月 15 日以降、訴額 150 万台湾ドルを超える事件及びその他の事件につき第一審（事実審）は高等行政法院高等行政訴訟部（高等行政訴訟庭）、第二審（法律審）は最高行政法院において審理し、訴額 50 万台湾ドルを超え 150 万円以下の事件につき第一審（事実審）は高等行政法院地方行政訴訟部（地方行政訴訟庭）、第二審（法律審）は高等行政法院高等行政訴訟部において審理し、訴額 50 万台湾ドル以下の事件及びその他の事件につき第一審（事実審）は高等行政法院地方行政訴訟部、第二審（法律審）は高等行政法院高等行政訴訟部において審理することとなった（二級二審制）。

して公務員（裁判官を含む）の懲戒のための懲戒法院である<sup>7</sup>。また、司法院には憲法法廷（憲法法庭）<sup>8</sup>も設置され、これに所属する大法官は憲法解釈、法令審査権に加え、総統（台湾の国家元首）及び副総統の弾劾並びに政党の違憲を理由とする解散事項を審理する権限等が与えられている（中華民國憲法 78 条、憲法增修条文 5 条 4 項、憲法訴訟法 1 条）（図 - 1 参照）。現在、憲法法廷は大法官 15 名で構成されている（憲法增修条文 5 条）。なお、台湾では最高法院、最高行政法院、及び懲戒法院を総称して終審法院という<sup>9</sup>。そして、最高法院は、民事訴訟及び刑事訴訟に関する最上級審裁判所と位置付けることができる。

以上から、台湾の司法制度を日本法の観点から見てみると、日本国憲法のもとでは司法権はすべて最高裁判所及び下級裁判所に属し（日本国憲法 76 条）、最高裁判所が法令審査権を有する終審裁判所であることから（日本国憲法 81 条）、日本における最高裁判所の権限が台湾では憲法法廷、最高法院及び最高行政法院に分属しているといえる<sup>10</sup>。

## 2. 普通法院の種類と構成

### （1）普通法院の種類

普通法院における民事・刑事訴訟は、原則として三級三審制を採用している。第一審では地方法院（22 か所）が通常訴訟を裁判するのに加え、地方法院内に簡易部（簡易庭）を設置し、そこで簡易訴訟<sup>11</sup>と少額訴訟<sup>12</sup>をも裁

7 従前は公務員懲戒委員会が公務員の懲戒を掌理していたが、2020 年 7 月に同委員会が改組し、懲戒法院になった。

8 従前は司法院大法官審理案件法のもとで大法官会議が設置され、そこにおいて憲法解釈等が行われていたが、2022 年 1 月 4 日より憲法訴訟法のもとで憲法法廷が設置されることとなった。

9 See, <https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-150-81277-039c1-1.html> (2023/11/30).

10 日本法のもとでは、国家公務員の懲戒権者は任命権者とされている（日本・国家公務員法 84 条 1 項）。また、裁判官の弾劾は、裁判官弾劾法で定められた裁判官弾劾制度によるものとされている（日本・憲法 64 条、78 条）。

11 簡易訴訟とは、財産権に関する訴訟であり、かつ訴額が 50 万台湾ドル以下の訴訟、並びに建物定期賃借権及び一年間以下の有期雇用契約等に関する訴訟のことをいう（民事訴訟法 427 条参照）。

判する<sup>13,14</sup>。第二審は、高等法院（臺灣高等法院とその分院 4 か所、及び福建高等法院金門分院。計 6 か所）が裁判することになっている。なお、知的財産権事件については地方法院が第一審民事訴訟（合意管轄及び応訴管轄）と刑事訴訟を裁判するほか、智慧財産及商業法院（日本法における知的財産高等裁判所に相当）も知的財産権訴訟のうち、特許権等に関する民事事件（優先管轄）並びに営業秘密法及び国家安全法にかかる一定の刑事事件の第一審を裁判する（智慧財産及商業法院組織法 3 条）<sup>15</sup>。智慧財産及商業法院は、さらに、知的財産権訴訟の地方法院による第一審民事・刑事訴訟と智慧財産及商業法院による第一審民事訴訟の上訴審（第二審）、並びに知的財産権訴訟の行政事件の第一審及び強制執行事件を裁判する（智慧財産及商業法院組織法 3 条、智慧財産案件審理法 3 条、9 条）<sup>16,17</sup>。

以上から、裁判所の種類について日台の比較を行うと、日本法のもとでは地方裁判所とは別に簡易裁判所を設けるのに対して（日本・裁判所法 32 条

12 少額訴訟とは、金銭支払請求又はその代替物若しくはその代替となる有価証券の給付に関する請求につき、訴額が 10 万台湾ドル以下の訴訟のことをいう（民事訴訟法 436 条の 8 参照）。

13 簡易訴訟及び少額訴訟につき、森・前掲注（1）312 頁参照。

14 地方法院は民事・刑事事件のほか、非訟事件等も管轄する（法院組織法 9 条）。なお、地方法院と同格の裁判所として、少年事件及び家庭事件を管轄する臺灣高雄少年及家事法院があるが（See, <https://ksy.judicial.gov.tw/tw/np-5544-351.html> (2023/11/30))、少年及家事法院が設置されていない地域では、地方法院の家事法廷が少年事件及び家庭事件を審理することになっている（森・前掲注（1）306 頁参照）。

15 従来、智慧財産及商業法院は刑事事件の第一審を裁判していなかったが、2023 年 4 月 26 日改正・同年 8 月 30 日施行の智慧財産及商業法院組織法により、同法 3 条 2 項に定められた刑事事件の第一審を裁判することになった。

16 智慧財産及商業法院は智慧財産部と商業部に分かれ、商業部は商業法院として商業事件審理法 2 条に定めた商業事件について審理する。なお、商業事件については、調解程序前置（日本法でいうところの調停前置主義に相当）が採用され（商業事件審理法 20 条）、調解が不成立の場合に商業法院を第一審とする商業訴訟が行われる。そして、第一審の商業法院判決・裁定（日本法における決定に相当）に関する上訴又は抗告は、最高法院に対して行われる（二級二審制）。商業法院での第一審は、3 名の合議制となっている（商業事件審理法 36 条）。

17 普通法院につき、蔡 = 王・前掲注（1）63 頁 [蔡秀卿] 参照。裁判所組織系統につき、see, <https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-28-1734-51688-1.html> (2023/11/30)。台湾における民事訴訟法改正につき、邱聯恭「台湾における民事訴訟法の改革とその先導理論—日本の新法との比較考察—」新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築 上巻』（有斐閣、2001 年）245 頁参照。

以下)<sup>18</sup>、台湾法のもとでは地方法院が簡易訴訟及び少額訴訟をも管轄する点において異なっている。また、日本法のもとでは知的財産権訴訟のうち、特許権等に関する訴えについて第一審は東京地裁・大阪地裁の専属管轄とし（日本・民事訴訟法6条）、第二審につき東京高裁の控訴審専属管轄とするとともに（日本・民事訴訟法6条）、東京高裁の特別支部として知的財産高等裁判所を設置するのに対して（日本・知的財産高等裁判所設置法2条）<sup>19</sup>、台湾法のもとでは高等法院とは別に智慧財産及商業法院を設け、第一審につき地方法院とともに智慧財産及商業法院も民事・刑事訴訟を管轄する点において、異なっている。上記のような若干の相違はあるものの、裁判所の種類について日台はおおむね共通しているといえよう。

## （2）普通法院の構成

民事・刑事訴訟は、原則として<sup>20</sup>、地方法院では単独制又は合議制により<sup>21</sup>、高等法院では3名の裁判官から構成される合議制により、最高法院では法律による定めのある場合を除き5名の裁判官から構成される合議制によって取り扱われる（法院組織法3条）<sup>22</sup>。

18 日本の簡易裁判所における少額訴訟手続導入の経緯につき、三上威彦「少額訴訟」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座〔第3期〕第6巻—上訴・再審・少額訴訟と国際民事訴訟』（日本評論社、2013年）245-247頁参照。

19 宮脇正晴「知財高裁と最高裁」市川正人ほか編著『日本の最高裁判所—判決と人・制度の考察』（日本評論社、2015年）186-187頁、上原敏夫＝池田辰夫＝山本和彦『民事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣、2017年）51-52頁〔山本和彦〕、三上威彦『〈概説〉民事訴訟法』（信山社、2019年）17-18頁参照。

20 簡易訴訟及び少額訴訟は、地方法院において第一審及び第二審が審理され、第一審は簡易部において単独制、第二審は合議制によって取り扱われる（民事訴訟法436条、436条の1、436条の23、436条の24）。

21 地方法院での第一審は原則として単独制により取り扱われるが、事件により候補裁判官（候補法官）（日本法でいうところの判事補に相当。後述）の1年目又は2年目までは単独で裁判をすることができないため、実任裁判官（実任法官）及び試署裁判官（試署法官）（いずれも日本法でいうところの判事に相当。後述）とともに合議制で行うこととされている（法官法9条。最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年8月29日於・最高法院））。

22 王文杰＝許政賢主編『法官體制之比較研究—以德國、法國、日本及臺灣為例』（三民書房、2022年）306頁参照。

日本法のもとでも、民事・刑事訴訟は原則として三級三審制を採用し、第一審の地方裁判所は原則として単独制とし<sup>23</sup>、高等裁判所は原則として3名の合議制、最高裁判所の小法廷は5名の合議制を採用していることから（日本・裁判所法9条、18条、26条）<sup>24</sup>、台湾の民事訴訟における裁判所の構成は日本のそれと基本的に同一といえよう。

## 四．最高法院

### 1. 最高法院の沿革<sup>25</sup>

現行法において最高法院は1947年に制定された中華民国憲法のもとで組織されているものの、最高法院自体の直接的な沿革は清朝の大理院に遡るとされている。

中国の裁判制度は、唐の時代に確立したとされる<sup>26</sup>。中国では伝統的に官僚制が発達しており、裁判も統治の重要な一部として官僚によって行われ、民事と刑事は未分化であった。中央官庁には3つの司法機関（三法司）があり、これらは名称を変えつつも1000年以上にわたり存続していた。清朝末期、清朝は法制改革を行い、上記司法機関のうちの1つであり、主として死刑事案に参与していた「大理寺」につき、1907年に「大理院」へと改組し、先進諸国に倣い、民事訴訟及び刑事訴訟の最上級審裁判所とした。そして、1909年に『法院編成法』が施行されると、四級三審の訴訟制度が採用され、大理院は第三審と位置付けられ、大理院をはじめとする各級裁判所の管轄権や訴訟手続が確立した<sup>27</sup>。

中華民国が成立した混乱時期、中華民国政府（国民政府）は清朝による法

---

23 判事補は法律に特別の定めのある場合を除いて単独で裁判することはできないため、合議制となる（日本・裁判所法27条）。

24 上原・前掲注（19）52-53頁〔山本和彦〕、三上・前掲注（19）18頁参照。

25 最高法院リーフレット参照。See also, <https://tps.judicial.gov.tw/en/cp-1010-34342-ca7a8-012.html> (2023/11/30).

26 黄源盛『民初大理院與裁判』（元照出版、2011年）3-6頁参照。

27 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、1984年）5、11、15-16、28-29、38頁、黄・前掲注（26）8-20頁参照。

典編纂作業や司法制度を継承することになる。1925年に中華民国政府が広州で成立した際、大理院は最上級審裁判所として維持されることとなった。1927年に中華民国政府が南京を首都に定めると、大理院は最高法院と名称変更されることとなる。そして翌年、『国民政府最高法院組織法』が公布され、最高法院が正式に組織されることとなった。さらに1932年、中華民国政府は『法院組織法』を制定し、それにより訴訟制度は四級三審制から三級三審制へと変更されることとなった。

1949年に中華民国政府が中国大陸から台湾へと移転するに伴い、最高法院も広州から台北へと移転し、1992年に現在の所在地に移転することとなった。

以上から、最高法院は、中国式の伝統的な司法機関が西欧近代法の継受によって民事・刑事訴訟の最上級審裁判所へと姿を変え、連綿と息づいているものといえよう。

## 2. 最高法院の組織と大法廷の構成

最高法院は現在、民事九部（民事九庭）（ここでいう「部（庭）」は、日本法における小法廷に相当）と刑事九部（刑事九庭）から構成されている<sup>28</sup>。そして、2019年1月1日より民事九部のうち第四部と第九部を民事労働法廷（民事労働法庭）とし（労働事件法4条）、さらに2023年8月30日より同九部のうち第二部と第八部を知的財産権事件に関する知的財産法廷（智慧財産法庭）としている（智慧財産案件審理法48条2項）<sup>29</sup>。もともと、民事労働法廷及び知的財産法廷の各2カ部は、労働事件及び知的財産権事件を優先的に裁判するものの、一般民事訴訟も裁判しているという<sup>30</sup>。そして、残り5カ部は、一般民事訴訟のみを裁判する。

---

28 法院組織法51条の6の解釈により、民事部及び刑事部は各9部が上限とされている（最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年11月19日於・オンライン））。

29 See, <https://tps.judicial.gov.tw/tw/cp-913-33682-dea5d-011.html> (2023/11/30).

30 最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年8月29日於・最高法院）。

法院組織法改正により、2019 年 7 月 4 日から最高法院は民事大法廷（大法庭）と刑事大法廷を設置することとなった。すなわち、各部は、審理する具体的な事件につき判決及び裁定（日本法における決定に相当）の基礎となる法的見解が、最高法院の過去の判決及び裁定と異なる場合（法律見解岐異）、又は一般的に事件審理の際の原則として重要と判断される場合（法律見解具原則重要性）、大法廷に回付しなければならない（法院組織法 51 条の 2、51 条の 3）<sup>31</sup>。大法廷は、裁判長として最高法院長官又は長官によって任命された部長（庭長）1 名<sup>32</sup>、受命裁判官 1 名、及び各部から投票によって選出された 9 名<sup>33</sup> からなる計 11 名によって構成される（法院組織法 51 条の 6）。大法廷は、当該事件について口頭弁論を行い、必要な場合には専門家や学者に法的助言を求めることができるものとされている。大法廷は、口頭弁論終結時から 30 日以内に当該争点に関する主文と理由を伴う裁定を下さなければならない。その際、反対意見も併せて公表されることとなる。回付した部は、大法廷によって下された裁定に従う法的義務を負い、その裁定に則って当該事件の判決又は裁定を下すこととなる（法院組織法 51 条の 8～51 条の 10）<sup>34</sup>。

以上のように大法廷を構成する裁判官を投票によって決する方法は非常に特徴的であるが、これは司法内部における厳格な序列と支配を廃し、より民主的な方法であるといえよう<sup>35</sup>。

---

31 森・前掲注（1）305-306 頁参照。

32 例えば、最高法院長官が民事事件専門である場合、最高法院長官が民事大法廷の裁判長になり、刑事大法廷の裁判長は刑事九部の各部長の中から 1 名が長官に任命されるという（最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023 年 8 月 29 日於・最高法院））。

33 例えば民事事件では、民事九部からそれぞれ 1 名が各部の代表として投票によって選出される。この投票は、最高法院民事部全体の裁判官が投票権者であり、各部の最高投票獲得者が代表者として選出される。なお、各部の代表者は任期 2 年であり、その間に当該代表者が裁判官を退職した場合には次席が代表者になるという（最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023 年 8 月 29 日於・最高法院））。

34 最高法院リーフレット参照。

35 裁判官任用制度改革と投票による任命につき、林超駿著・松井直之訳「裁判官任用、司法行政と司法内部の独立—台湾の法官法を中心に—」比較法学 47 卷 1 号（2013 年）85-86 頁参照。

### 3. 最高法院の処理案件数と管轄権

#### (1) 概説

最高法院が民事・刑事各九部から構成されて大所帯となっているのは、最高法院の処理案件数が非常に多いことに起因している。その理由は、人口比で訴訟自体が非常に多いことに加えて、最高法院の新受事件数も多いことにある。

#### (2) 処理案件数

最高法院が2023年に作成した最高法院民（家）事事件の処理案件数一覧によると<sup>36</sup>、2020年1月から12月までの受理件数総計12,573件（このうち新受事件7,813件、前年からの持越し4,760件）のうち終結件数計9,265件（このうち判決1,497件、裁定6,837件、撤回86件、第一審の訴え撤回15件、その他830件）、2021年1月から12月までの受理件数総計11,949件（このうち新受事件8,641件、前年からの持越し3,308件）のうち終結件数計9,003件（このうち判決1,448件、裁定7,231件、撤回79件、第一審の訴え撤回17件、その他228件）、2022年1月から12月までの受理件数総計9,337件（このうち新受事件6,391件、前年からの持越し2,946件）のうち終結件数計7,436件（このうち判決1,266件、裁定5,595件、撤回45件、第一審の訴え撤回13件、その他517件）であった。

日本の最高裁判所における2021年の民事事件の新受事件は3,730件であり<sup>37</sup>、日本の総人口は1億2,494万7千人（2022年10月時点）である<sup>38</sup>。これに対して、同年の台湾最高法院における民事事件の新受事件は8,641件であり、日本の最高裁判所の2倍以上となっている。また、台湾の総人口は約2,326万人（2022年12月時点）<sup>39</sup>であり、日本の総人口はその5倍以上である。このことから、いかに台湾の最高法院の新受事件数が多いかが明らかになる

36 See, <https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-2152-750934-cb20f-1.html> (2023/11/30).

37 See, [https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/databook/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/databook/index.html) (2023/11/30).

38 See, <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2022np/index.html> (2023/11/30).

39 See, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html> (2023/11/30).

であろう。

(3) 管轄権<sup>40</sup>

最高法院は法律審とされ<sup>41</sup>、以下のような事件に関して管轄権を行使することができるものとされている（法院組織法48条）。

- ① 高等法院を第一審とする民事・刑事訴訟事件につき、高等法院判決に対する上訴<sup>42</sup>
- ② 高等法院を第二審とする民事・刑事訴訟事件につき、高等法院判決に対する上訴<sup>43</sup>
- ③ 高等法院の裁定に対する抗告
- ④ 非常上訴（日本法における非常上告に相当）。すなわち、刑事訴訟につき、検察総長は、判決確定後にその事件の審判が法令に違背したことを発見したときは、最高法院に非常上訴することができる（刑事訴訟法441条）。
- ⑤ その他法律で定めた場合。これに該当するものとして、例えば、1）知的財産権事件に関する智慧財産及商業法院を第二審とする民事・刑事訴訟事件につき、及び商業事件審理法2条に定めた商業事件に関する智慧財産及商業法院を第一審とする民事訴訟事件につき、智慧財産及商業法院判決に対する上訴、2）知的財産権事件に関する智慧財産及商業法院を第二審とする民事・刑事訴訟事件につき、及び商業事件審理法2条に定めた商業事件に関する智慧財産及商業法院を第一審とする民事訴訟事件につき、智慧財産及商業法院の裁定に対する抗告、3）訴額150万台湾ドルを超える、地方法院簡易部を第二審とする民事訴訟事件につき、民事簡易部判決・裁定に対する原審の許可に基づく許可上訴又は抗告。なお、原審の許可がなされるのは、当該事件における法律問題が重大な

---

40 最高法院リーフレット、王=許・前掲注（22）303頁参照。

41 鈴木・前掲注（4）229頁参照。

42 中華民国民事訴訟法のもとでは、日本のような控訴・上告の区別はなく、いずれも上訴という（最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年8月29日於・最高法院））。

43 民事訴訟における最高法院への上訴理由につき、民事訴訟法467条～469条の1参照。

ものである場合に限る（民事訴訟法 436 条の 2、436 条の 3 参照）。4）飛躍上訴（日本法における飛越上告又は飛躍上告に相当）。すなわち、民事訴訟につき、第一審裁判所の通常訴訟手続に基づいて下された終局判決に対して、当該判決に基づく事実認定が正しいことを当該訴訟当事者が認めた場合には、当該訴訟当事者は、直ちに第三審裁判所（最高法院）に上訴することを合意できる（民事訴訟法 466 条の 4 参照）。5）民事・刑事訴訟事件につき最高法院確定判決・裁定の再審等がある。

以上のような最高法院の管轄権は、日本の最高裁判所のそれと同等のものといえる。したがって、最高法院の新受事件数の多さの原因は、上訴率が高いという実態に加え<sup>44</sup>、最高法院も厳格に法律審に限定することなく上訴を受理する傾向がある点に存するといえよう<sup>45</sup>。

## 五．最高法院裁判官の任用・育成と補佐体制

### 1. 最高法院裁判官の任用

#### （1）裁判官の任用<sup>46</sup>

台湾において法曹は、日本と同様に、裁判官（法官）、検察官、及び弁護士（律師）の三者を指す。しかし、その試験は公務員となる裁判官及び検察官（両者を合わせて司法官という）の志望者のための司法官試験と、在野法曹となる弁護士志望者のための弁護士試験とで分かれており、修習制度も別個のものになっている。いずれの試験も、五権のうちの一つである考試権に基づき、考試院考選部が実施している（考選部處務規程 9 条、公務人員考試法、公務人員特殊考試司法官考試規則、專門職業及技術人員考試法、專門職業及技術人員高等考試律師考試規則）。

司法官試験合格者は、2 年間の司法修習の後、原則として 5 年間、地方法院で候補裁判官（候補法官。日本法における判事補に相当）として勤務する

44 最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023 年 3 月 3 日於・最高法院）。

45 松田・前掲注（4）293-294 頁参照。

46 鈴木・前掲注（4）236-237 頁、姜世明『法院組織法〔修訂六版〕』（新學林、2019 年）311 頁参照。

ことになる。その後、候補裁判官としての勤務成績が及第に達すれば、試署裁判官（試署法官。日本法における判事に相当）として1年間の試用期間に入る。さらに、試署裁判官としての勤務成績が及第となると、身分保障を受ける実任裁判官（実任法官。日本法における判事に相当）に任ぜられる（法官法9条）。

裁判官として任用されるためには、上記司法官試験によるほかに、公設弁護人（公設辯護人）<sup>47</sup>、弁護士、大学教授等が裁判官の任用資格を取得する方法もある（法官法87条5項、遴選未具擬任職務任用資格人員転任法官辦法2条）。

## （2） 最高法院裁判官の任用と在任期間

最高法院裁判官の任用資格は、以下の通りである（法官法5条3項）。

- ① 司法院大法官を務め、かつ裁判官の任用資格を取得した者<sup>48</sup>（未具擬任職務任用資格者取得法官檢察官遴選資格考試辦法）
- ② 懲戒法院裁判官を務めた者
- ③ 実任裁判官を12年以上務めた者
- ④ 実任檢察官を12年以上務めた者
- ⑤ 弁護士業務を18年以上務め、かつ裁判官の任用資格を取得した者（未具擬任職務任用資格者取得法官檢察官遴選資格考試辦法）
- ⑥ 大学の法学系専任教授を10年以上務め、主要法律科目を5年以上講義し、法律専門著作があり、かつ裁判官の任用資格を取得した者（未具擬任職務任用資格者取得法官檢察官遴選資格考試辦法）
- ⑦ 法学系研究所の研究員を10年以上務め、主要法律科目の専門著作があ

47 公設弁護人とは、日本法における国選弁護人に相当する者であるが、裁判所に配属され、公務員としての地位を有する（最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年11月19日於・オンライン）、姜・前掲注（46）361-362頁参照）。

48 司法院大法官の経験者には大学教授等の裁判官任用資格を有しない者も含まれているため、裁判官任用資格の取得を要求している。なお、ここでいう裁判官の任用資格を取得するためには、上記司法官試験とは別の試験に合格する必要がある（最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年8月29日於・最高法院））。

り、かつ裁判官の任用資格を取得した者（未具擬任職務任用資格者取得  
法官檢察官遴選資格考試辦法）

上記のような定めがあるものの、最高法院裁判官のほとんどが上記③に該  
当する者である。

2023年11月時点において、最高法院に正式に所属している裁判官は民事  
部で23名（男性7名、女性16名）となっており<sup>49</sup>、処理案件数と比して少  
ない。そこで、高等法院以下の各級法院及びその分院に所属するものの最高  
法院において職務に当たる裁判官（調最高法院辦理審判事務法官）が多くい  
る（法院組織法51条2項）。これらの裁判官の職務内容は、法院組織法51  
条2項によると、訴訟手続の決定及び実体審査、法律問題の分析、資料収集  
並びに判決文の草稿の起案とされており、一見すると日本法における最高裁  
判所調査官に類似しているものの、実際の職務内容は最高法院に正式に所属  
する裁判官と同一であるという。なお、これらの裁判官の給与は、（最高法  
院からではなく）所属する裁判所から支給されるという<sup>50</sup>。2023年11月時  
点で、高等法院以下の各級法院等に所属しながら最高法院において職務に当  
たる民事裁判官は、22名（男性8名、女性14名）となっている<sup>51</sup>。このよ  
うに高等法院以下の各級法院等に所属しながら最高法院において職務に当た  
る裁判官がいる理由は、司法院の人事政策にもある。すなわち、裁判官は、  
その身分保障の一環として、転任（地域と審級の双方）につき、原則として  
その者の同意が必要とされている（法官法45条、46条）。そのため、これ  
らの裁判官は司法院に当該裁判官らを元来所属する各級法院等へ戻す権限が  
あることに同意する旨記載した書面を司法院に提出することにより3年間の  
み最高法院に勤務することとされており、その間の実績により最高法院に正  
式に所属するかどうか判断されることになるという<sup>52</sup>。

49 See, <https://tps.judicial.gov.tw/tw/cp-912-2335763-f53cf-011.html> (2023/11/30).

50 最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年8月29日於・最高法院）。

51 See, <https://tps.judicial.gov.tw/tw/cp-912-2335763-f53cf-011.html> (2023/11/30).

52 最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年8月29日於・最高法院）。

最高法院裁判官の平均年齢は 2020 年度で 51 歳、2021 年度で 56 歳、2022 年度で 55 歳となっている<sup>53</sup>。日本の最高裁判所裁判官の平均年齢が 2023 年 11 月時点で 66 歳であることと比較すると<sup>54</sup>、最高法院裁判官の平均年齢は 10 歳以上も低いことになるが、これは上記のような高等法院以下の各級法院等に所属しながら最高法院において職務に当たる裁判官も含めていることに起因するといえよう。

最高法院裁判官の在任期間はおよそ 13 年間でされているが、これは退職金に関する規定に密接に関係している。すなわち、実任裁判官は終身職とされており（憲法 81 条）、定年はない。しかし、累計勤続年数 10 年以上 15 年未満の裁判官には一般の公務員の退職金（退休金。2029 年以降、退職前 15 年間の給与の平均額相当<sup>55</sup>）に加えて退職金 20% 相当額の退養金が、また同 15 年以上の裁判官には同 30% が加給措置として付与されることになっている（法官法 78 条 1 項 1 号、法官退養金給辦法）。これに加えて、60 歳以上 70 歳未満であり、かつ累計勤続年数満 20 年以上の裁判官には、退職金 60% 相当額の退養金が給付され、さらにこの退養金は累計勤続年数 1 年ごとに 8% が加算され、最高 140% まで加算されることになっている（同条同項 3 号、法官退養金給辦法）。もっとも、このような加給措置は、70 歳以上の者に対しては、退職金 5% 相当額にまで下がることになる（同条同項 4 号、法官退養金給辦法）<sup>56</sup>。したがって、累計勤続年数 30 年以上の裁判官が 60

53 最高法院裁判官の邱璿如氏による提供資料。

54 最高裁判所 HP に掲載された最高裁判所裁判官の生年月日より、筆者が計算した。See, <https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saibankan/index.html> (2023/11/30).

55 退職金について、2018 年 7 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までに退職する場合、退職前 5 年間の給与の平均額相当とされ、その後 1 年ごとに退職前の給与平均額を計算する基礎となる年数が 1 年間加算され（例えば 2020 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに退職する場合、退職前 6 年間の給与の平均額相当が、翌 2021 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに退職する場合、退職前 7 年間の給与の平均額相当が、退職金となる）、2029 年 1 月 1 日以降に退職する場合、退職前 15 年間の給与の平均額相当が退職金になる（公務人員退休資遣撫卹法 27 条 2 項附表）。

56 なお、裁判官は終身職であるものの、法官法制定に伴い、2015 年 1 月 16 日より実任裁判官として累計 15 年以上勤務する満 70 歳以上の者は、裁判に関与することを停止し、研究、調解又はその他司法行政の仕事を担当することができることになった。また、実任裁判官として累計 15 年以上勤務する満 65 歳以上満 70 歳未満の者は、地方法院簡易部の案件に携わることを申

歳以上70歳未満で退職した場合、退養金は退職金140%相当額であるため、ほとんどが70歳までに退職し、60歳で退職する裁判官も少なくないという。なお、2022年、及び2023年1-6月における全国の裁判官の退職平均年齢は63歳となっている（最高法院裁判官に限った退職平均年齢の統計はないという）<sup>57</sup>。したがって、最高法院裁判官の平均年齢が50歳強であることから、最高法院裁判官として従事する期間（高等法院以下の各級法院等に所属しながら最高法院で職務に当たる裁判官として従事する期間を含む）はおおよそ13年間とされる<sup>58</sup>。

## 2. 裁判官の育成

裁判官は紛争解決に当たり多くの知見を必要とすることから、裁判官の研修制度が設けられている。これには大きく分けて二種類あり、自らの関心に従い研修を受ける場合と、強制による場合とがある<sup>59</sup>。

まず、自らの関心に従い研修を受ける場合について、更に二種類に分けられる。一つは、実任裁判官勤続満7年を経過した者は、自ら研究計画書を提出して司法院に申請することで、1年間の研修を受けることができるというものである。この研修に対しては給与が全額支給されるが、研修を受ける者は毎年、その裁判官が所属する裁判所の裁判官の総人数の7%を超えてはならず、人数制限が課せられている（法官法82条）。もう一つは、実任裁判官の在職期間に大学（多くは海外の大学）の入学許可を得た場合に、司法院にその入学許可証明書を提出することで、裁判官のポストを保持したまま、

---

請することができる。さらに、実任裁判官として累計15年以上勤務する満65歳以上の者は、中央衛生主管機関の評価に合格した医療機関（日本における厚労省が指定する医療機関に相当）が当該裁判官の身体衰弱を証明した場合、裁判に関与することを停止するよう申請することができることになった。裁判に関与することを停止した上記裁判官は、所属する裁判所の裁判官定員数にカウントされず、その給与は現職裁判官の三分の二になる（法官法77条）。

57 最高法院裁判官の邱璿如氏による提供資料。

58 最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023年3月3日及び8月29日於・最高法院）。

59 このほか、司法院が選定したテーマを調査するため（例えば、司法行政改革のために各国の司法行政を調査する等）、裁判官を国内外に派遣する制度もある（法官法81条2項）。

給与なしで上限 3 年間の研修を受けることができるというものである（同法 83 条）。

次に、強制による研修として、裁判官は毎年最低 40 時間の研修を受けなければならないとされている（法官法 81 条 1 項、法官進修考察辦法 2 条、3 条）。研修項目と研修時間として、2023 年時点では例えば、ジェンダー平等につき原則として 3 時間以上、ジェンダー平等に関する業務に携わる者は 6 時間以上（司法院及所屬機關人員性別主流化訓練計畫 3 条）、環境保護につき 4 時間以上（環境教育法 19 条）、IT セキュリティにつき 3 時間以上（資通安全責任等級分級辦法附表五）、人権につき 3 時間以上（司法院 108 年 1 月 23 日院台人三字第 1080002668 號函）が挙げられる。より具体的な研修方法について、ジェンダー平等を例に挙げると、①講演会、座談会、又は検討会等の方式を含む特別研修、②各研修時におけるジェンダー平等に関する付随的研修、③オンライン学習、④集会等の活動を利用した特別講義、そして④座談会、映画鑑賞、ケーススタディ・ワークショップ、交流会、集会や読書会等の様々な方式によるグループ・ディスカッションがある（司法院及所屬機關人員性別主流化訓練計畫 5 条）。

### 3. 最高法院裁判官の補佐体制

裁判官の職務を補佐するために、すべての裁判所には書記官と裁判官助理（法官助理）が配属されている<sup>60</sup>。最高法院も例外ではなく、日本のような最高裁判所調査官制度は存在していない。最高法院裁判官を補佐する者のうち、書記官は裁判官の職務執行に関する事務を担うのに対して<sup>61</sup>、裁判官助

---

60 このほかに、地方法院（及び必要に応じて高等法院等）には司法事務官も配属されているものの、その人数は少ないという（法院組織法 16 条、17 条の 1、17 条の 2、弁護士（元裁判官）の陳諾華氏インタビュー（2023 年 3 月 3 日於・最高法院、同年 11 月 18 日於・オンライン）、姜・前掲注（46）347 頁以下参照）。

61 書記官の担当する事務の中心は裁判記録の保管等であるが、最高法院に所属する書記官の職務内容はその他多岐にわたっている（最高法院處務規程 39～45 条参照）。最高法院では、書記官組織として書記室（書記廳）が常設され、その下部組織として民事・刑事各 9 部の書記科に加え、民事科、刑事科、文書科、資料科、事務科、研究・考査科（研究發展考核科）、訴訟

理は法律専門職とされている。

裁判官助理は、裁判官の命により、訴訟事件における訴訟手続の審査（例えば上訴期間が守られているか、費用を納付しているか、代理の場合に委任状が添付されているか等）、法律問題の分析、及び資料収集の補助のほか、争点整理、証拠、及び判決履歴の分析の補助、並びに非訟事件及び強制執行事件の手続審査や実体審査の補助等を担う（法院組織法 51 条 3 項、同条 6 項、法官助理遴聘訓練業務管理及考核辦法 24 条）。

裁判官助理は 4 年契約であり、各裁判所が採用手続を行っている（法官助理遴聘訓練業務管理及考核辦法 4 条）。最高法院は、裁判官助理の採用にあたり、法学修士号保持者や弁護士有資格者等を優先的に採用することが多いという（最高法院 109 年度儲備聘用法官助理甄試簡章）<sup>62</sup>。そして、各裁判所は業務に応じて裁判官助理に対して研修を行い（法官助理遴聘訓練業務管理及考核辦法 14 ～ 17 条）、裁判官が教官として法律について研修を行う場合もあるという<sup>63</sup>。

裁判官助理は裁判所の部単位に配属されるものの（法官助理遴聘訓練業務管理及考核辦法 18 条）、原則として裁判官 1 名に対して裁判官助理 1 名が職務を補佐し、事件によっては他の裁判官を担当する裁判官助理の複数名が併せて補佐することになる（同 22 条）。このほか、必要に応じて行政的事項の管理のために、裁判官助理の組織の長として助理長が設けられる場合がある（法官助理遴聘訓練業務管理及考核辦法 30 条）。

#### 4. 小括

最高法院の構成と最高法院裁判官の補佐体制は、台湾独自のものといえ、日本の最高裁判所とは大きく異なっている。より具体的な相違は、以下の通りである。

---

相談科（訴訟輔導科）、及び警備室（法警室）が設けられている（See, <https://tps.judicial.gov.tw/tw/cp-914-33683-8d97c-011.html> (2023/11/30)）。

62 最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023 年 3 月 3 日於・最高法院）。

63 最高法院裁判官の邱璿如氏インタビュー（2023 年 3 月 3 日於・最高法院）。

第一に、日本の最高裁判所裁判官は 15 名のみであり、同裁判所が法令審査権を有する（日本・憲法 81 条）。これらの点のみを捉えるならば、日本の最高裁判所及び同裁判官の位置付けは、台湾の最高法院よりもむしろ憲法法院とこれを構成する大法官 15 名に類似するといえよう。

第二に、日本の最高裁判所には、同裁判官を補佐するために最高裁判所調査官が配属され（日本・裁判所法 57 条）、最高裁判所調査官には下級裁判所裁判官が充てられている（日本・裁判所法附則 3 項）。このような調査官制度は、旧憲法下の大審院には大審院判事が 50 名近くいたところ、最高裁判所裁判官の数はその約 3 分の 1 である 15 人に減少し、かつ最高裁判所が大審院の扱っていた一般の上告事件を引き継ぐとともに、新たに行政事件や憲法事件の上告事件をも扱うことになったため、膨大な数の上告事件に直面したことから、最高裁判所調査官に事件処理の準備段階においてかなりの程度まで実質的に重要な業務を負担させるような制度にならざるを得なかった結果であるとされている<sup>64</sup>。しかしながら、最高裁判所調査官の職務内容や執務方法を細かく規定した法令はないことから、最高裁判所調査官制度の不透明性が批判されてきた<sup>65</sup>。台湾の最高法院では、処理案件数が多く、裁判官の数に制限がないことから、最高裁判所調査官という「裁判実務には関与するが法壇には現れない裁判官<sup>66</sup>」ではなく、最高法院に正式に所属する裁判官とともに高等法院以下の各級法院等に所属しながら最高法院で職務に当たる裁判官によって裁判が行われている。以上から、台湾の最高法院のあり方は、民事訴訟における最上級審裁判が誰の手によって行われているのかという点において、明瞭といえよう。

第三に、最上級審裁判所裁判官の補佐という点に着目すると、日本の最高裁判所調査官制度においては、事件ごとに担当の調査官が付き、主任裁判官

---

64 山本隆司「最高裁判所調査官制度の内容—オーラル・ヒストリーを手がかりに」法セミ 748 号（2017 年）（以下、「山本 a」と引用）54 頁、山本隆司「最高裁判所調査官制度の再検討—批判と反論、改革論を考える—」創価法学 47 巻 2 号（2017 年）（以下、「山本 b」と引用）55 頁参照。

65 山本 b・前掲注（64）33-38 頁参照。

66 山本 a・前掲注（64）53 頁参照。

(裁判長裁判官) が事件を手掛ける前に調査官が当該事件について記録全体を精査し、判例・学説の状況や外国の事例等を調査し、事件処理の方向性に関する意見を付した報告書(調査官報告書)を主任裁判官に提出する。これにより、裁判官が当該事件のポイントを知る仕組みになっている。しかしながら、最高裁判所調査官に一般には裁判実務経験10年以上の中堅裁判官が任命されることや、その職務の性質上、調査官報告書は先例主義、現状維持の傾向があり、歴史的な研究や根本的な法理論的考察にまでは及ばないことが指摘されている<sup>67</sup>。他方で、台湾の裁判官助理制度は、任期付きで法学修士号保持者や弁護士有資格者を優先的に採用することにより、社会の変動に適合した様々な優れた意見を取り入れ、異なった視点から法律問題の分析を行うことが可能となる制度といえよう。

## 六. 司法における女性活躍

最高法院に在職する裁判官数は、2023年11月時点で民事部合計45名(男性15名、女性30名)(このうち、最高法院に正式に所属する裁判官23名(男性7名、女性16名)、高等法院以下の各級法院等に所属しながら最高法院において職務に当たる裁判官22名(男性8名、女性14名))、刑事部合計42名(男性25名、女性17名)(このうち、最高法院に正式に所属する裁判官25名(男性16名、女性9名)、高等法院以下の各級法院等に所属しながら最高法院において職務に当たる裁判官17名(男性9名、女性8名))となっており、総計87名(男性40名、女性47名)になる<sup>68</sup>。このように最高法院に在職する裁判官の半数以上が女性裁判官であり、民事部に限っては三分の二が女性裁判官である。そして、2023年6月には、台湾初の女性の最高法院院長(日本における最高裁判所長官に相当)が誕生した。

67 市川正人「最高裁判所審理の現状と課題」市川正人ほか編著『日本の最高裁判所一判決と人・制度の考察』(日本評論社、2015年)206-208頁、滝井繁男「最高裁審理と調査官」市川正人ほか編著『日本の最高裁判所一判決と人・制度の考察』(日本評論社、2015年)235-237、241-242頁、山本b・前掲注(64)34-35、45頁参照。

68 See, <https://tps.judicial.gov.tw/tw/cp-912-2335763-f53cf-011.html> (2023/11/30).

筆者は、2023 年 8 月 29 日に最高法院にて、高孟焄院長、及び女性の書記官長（日本における最高裁判所事務総長に相当）である林恆吉裁判官兼書記官長と面会し、司法における女性活躍について懇談するという大変貴重な機会を得ることができた。以下は、司法における女性活躍に関する高院長の見解をまとめたものである。高院長及び林書記官長の許可を得て、掲載する。

「台湾ではすでに高等法院院長として多くの女性裁判官が活躍しており、総統も女性であることから<sup>69</sup>、女性初の最高法院院長の誕生は自然の流れであったと理解している。

「女性裁判官が多いことで、例えば労働事件で女性差別による不当解雇があった場合や、不同意性交等に関する事件でなぜすぐに警察に相談しなかったか等、女性の立場をよく理解できるという点で、よりよい裁判の実現に寄与していると思われる。もっとも、ジェンダー問題に関係する事件を担当する裁判官は、男女問わず、強制的な研修において、他の裁判官よりも長くジェンダー平等に関する研修を受けることが義務付けられており、どのように女性被害者に尋問すべきかを学ぶ機会が設けられている。

「女性が社会で活躍するためには、社会全体の意識の変化が不可欠である。台湾においても、古くは男尊女卑の考えがあったが、諸外国からの影響により変化していった経緯がある。現在でも依然として、家事や育児の責任は女性が担うべきという意識はあるものの、女性が働くことに対する理解はあり、育児に女性の両親と夫の両親がともに積極的に参加するため、女性が働く環境が整っている。また、社会が女性にあるべき姿を押し付けることがないため、女性は自分がありたいように生きることができる。」

## 七. おわりに

台湾の司法制度は、試行錯誤を繰り返しながら、現在進行形でより良いものを作り込み、時代の変化に即応して柔軟に改革を進めている。これこそが、

---

69 2023 年 8 月 29 日時点で、総統は蔡英文氏であり、台湾初の女性総統である。

台湾の司法制度の特徴であり、強みとなっている。もちろん、司法制度は三権（台湾では五権）を支える社会基盤の一つであり、安定的運用が求められるものの、社会のニーズに合致しないと十分に活用されなくなってしまう。社会のニーズには、裁判官が取引実務や社会における価値観の変化に精通することのみならず、社会の半数を占める女性の立場をよく理解したうえで裁判するという事柄も含まれるであろう。このような柔軟性を持った台湾の司法制度は、今後ますます注目される必要があるであろう。

[付記]

- ① 本稿を、池田眞朗先生、樋口範雄先生、及び三上威彦先生に捧ぐ。
- ② 懇談の機会をくださった最高法院の高孟焄院長及び林恆吉裁判官兼書記官長に厚く御礼申し上げます。
- ③ 本稿の執筆にあたり、最高法院実任裁判官の邱璿如氏、台湾弁護士（元台北地方法院実任裁判官）の陳諾華氏、及び国立政治大学法學院助理教授の張韻琪氏に有益なご教示と貴重な資料の提供を受けた。お三方のご尽力がなければ、本稿を執筆することは到底できなかった。ここに記して深謝の意を表したい。
- ④ 本稿は、2023年度武蔵野大学しあわせ研究費「しあわせの基盤としての司法制度の研究—民事訴訟における最高裁判所裁判官及び調査官の職務と育成方法に関する日台比較研究—」の成果の一部である。

以上